

(案)

府消委第 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄 あて

消費者委員会委員長 後藤 卷則

答 申 書

令和4年8月23日付け消表対第1123号をもって当委員会に諮問のあった「家庭用品品質表示法第3条第1項の規定に基づき定める家庭用品の品質に関する表示の標準となるべき事項の変更について」は、家庭用品品質表示法の趣旨に鑑み妥当であり、その旨答申する。